

# 埼玉大学産学官連携協議会 規約

成立 平成 12. 7. 6  
改正 平成 13. 5. 16  
改正 平成 14. 6. 13  
改正 平成 18. 7. 7  
改正 平成 19. 6. 4  
改正 平成 21. 6. 1  
改正 平成 23. 6. 6  
改正 平成 24. 6. 4

## 第1章 総 則

(名 称)

第1条 本会は「埼玉大学産学官連携協議会」と称する。

(目 的)

第2条 本会は、県内企業および各種団体等と埼玉大学との連携を推進することにより、地域における技術革新、生産革新、経営革新、事業革新、情報革新、組織革新等のオープンイノベーション創出に寄与し、地域産業の一層の発展を図ることを目的とする。

(事 業)

第3条 本会の目的を達成するために、埼玉大学オープンイノベーションセンターを中心とした埼玉大学の産学官連携推進に資する次の事業を行う。

- (1) 産学官連携を推進する事業
- (2) 共同研究等を推進する事業
- (3) オープンイノベーションを醸成する事業
- (4) その他本会の目的を達成するために必要な事業

## 第2章 会 員

(会員の種類)

第4条 本会の会員は、次のとおりとする。

- (1) 正会員 本会の目的に賛同する企業、団体または個人
- (2) 賛助会員 本会の目的に賛同する地方公共団体、営利活動を目的としない団体等

(入 会)

第5条 会員になろうとする者は、入会申込書を会長に提出し、運営委員会の承認を得て、総会で報告するものとする。

(会 費)

第6条 正会員は、年会費として1口30,000円を1口以上納付する。なお、賛助会員からの会費は原則として徴収しない。既納の会費は退会、その他の理由によって返戻しない。

(退 会)

第7条 会員が退会しようとするときは、理由を付して退会届を会長に提出し、運営委員会の承認を得て、総会に報告するものとする。なお、退会にあたっては、当該年度の会費は納付するものとする。

(資格の喪失)

第8条 会員は以下の事由によりその資格を喪失する。

- (1) 退会したとき

- (2) 企業、団体等の会員が解散したとき
- (3) 会費を2年間滞納し、督促に応じないとき

### 第3章 役員

(役員)

第9条 本会に、次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 複数名
- (3) 運営委員 20名程度
- (4) 監事 1名

(役員を選任)

第10条 役員は総会において会員の中から選出する。なお、役員には埼玉大学から選出された教職員を加えることができる。

(役員職務)

第11条 役員職務は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 会長は、本会を代表し、会務を統括する。
- (2) 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、予め定めた順位によってこれを代理する。
- (3) 運営委員は、運営委員会を組織し、重要な会務を審議する。
- (4) 監事は、本会の会計を監査する。

(任期)

第12条 役員任期は、2年とし再任を妨げない。役員に欠員が生じた場合には、必要に応じて補充する。ただし、補充された役員任期は、前任者の残任期間とする。

### 第4章 総会及び運営委員会

(総会)

第13条 総会は、会員をもって構成し、原則として年1回開催する。ただし、会長が必要と認めるときは、臨時に開催することができる。

(総会議長)

第14条 総会議長は、会長とする。

(総会議決事項)

第15条 総会は、次の事項を議決または承認する。

- (1) 事業計画及び予算
- (2) 事業報告及び決算
- (3) 規約の改正
- (4) その他、本会の運営に関する重要事項

(総会定足数)

第16条 総会は、委任状を含め会員の3分の1以上が出席しなければ開くことができない。

- 2. 総会議事は、出席者の過半数によって決するものとする。

(運営委員会)

第17条 運営委員会は第9条の役員をもって組織する。

- 2. 運営委員会は、必要に応じて会長が招集する。

(運営委員会の議事)

第 18 条 運営委員会の議長は会長とする。

2. 運営委員会の議事は、出席者の過半数によって議決する。可否同数の時は会長がこれを決する。

(運営委員会の議決事項)

第 19 条 運営委員会は次の事項について議決する。

- (1) 総会に提出する議案
- (2) 会務の処理に必要な規程
- (3) 会員の入退会
- (4) その他、会務の処理に関し、会長が必要と認める事項

(運営委員の代理)

第 20 条 運営委員は、他の者を代理で出席させることができる。ただし、議決については、議長に一任しなければならない。

(運営委員外の出席)

第 21 条 運営委員会が必要と認めたときは、委員以外の者の出席を求め、意見を聞くことができる。

## 第 5 章 会 計

(経 費)

第 22 条 本会の経費は会員の会費、寄附金、その他の収入を以ってこれに充てる。

(事業年度)

第 23 条 本会の事業年度は、毎年 4 月 1 日に始まり翌年 3 月 31 日に終わる。

(事業計画及び予算の作成)

第 24 条 会長は、毎事業年度の事業計画及び予算を作成し、総会の承認を得なければならない。

(会計書類の作成及び監査)

第 25 条 会長は、毎事業年度の収支計算書、正味財産増減計算書、貸借対照表及び財産目録を作成し、監事の監査を経て、総会の承認を得なければならない。

## 第 6 章 雑 則

(急施事項の取扱い)

第 26 条 第 15 条第 1 号及び第 4 号について緊急を要する場合には、会長が運営委員会の意見を聴いて決定するものとする。この場合、会長は決定の内容を直近の総会に報告するものとする。

(事務局)

第 27 条 この会の事務処理を行うため、事務局を埼玉大学研究機構オープンイノベーションセンター内に置く。

(雑 則)

第 28 条 この規約の実施について必要な事項は運営委員会の議を経て会長がこれを定める。

附 則

- 1 この規約は、平成 24 年 6 月 4 日から施行する。